

## 「フォトニックデバイス・応用技術研究会」内部規約

平成 17 年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 3 月 6 日 改定

### 1. 名 称

「フォトニックデバイス・応用技術研究会」（略称；「フォトデバ研」）

### 2. 目 的

本研究会は、フォトニックデバイス技術並びにその応用技術の現状及び動向・展望を話し合い、産学官会員相互の情報交換と討論を通じて光産業における本分野技術の育成と振興を図ることを目的とする。

### 3. 期 間

期間は 1 ヶ年（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）とする。（※但し、上記期間以降も設置予定）

### 4. 組 織

#### 4.1 会 員

- (1) 会員は記名個人会員とし、所定用紙で入会を申し込み、年会費を納入することによって会員資格が発生する。所属団体等に関する制約はこれを設けない。
- (2) 会員は、研究会の行う各種行事に参加することができる。各種行事には、会員またはその代理人 1 名が参加できる。
- (3) 会員は、幹事会の承認を得て各種行事での発表を行うことができる。
- (4) 年会費は、会員 1 名当たり 36,000 円（消費税含む）とする。但し、年度途中入会の場合は、その入会時期によって年会費を割り引くことができるものとする（割引年会費）。
- (5) 会員以外の方は、会員と同じ所属団体（企業、大学等）且つ会員の紹介があった場合に限り、特別聴講費として一人当たり 1 回の参加費 8,000 円（消費税含む）を支払うことにより、定例研究会への参加権利が生ずる。また会員と同じ所属団体でなくとも、参加費として 1 名当たり 1 回の参加費 18,000 円（消費税含む）を支払うことにより、定例研究会への参加権利が生ずる。この場合、その後、同一年度内であれば会費の差額分を支払うことにより会員資格が発生する。この場合、会場・時間等の連絡は紹介した会員が責任をもって行うものとする。但し、例外規定として、「会員と同じ所属団体（企業、大学等）且つ会員の紹介があった場合」に該当しない場合でも、会員登録できない事情が妥当であると事務局が判断した場合は、身分開示を条件として、年会費相当額を支払うことにより、定例研究会への参加を認める。公開講演会に関しては適用外とする。
- (6) 研究会の会計および会費の徴収については会計担当幹事の指示により事務局が行う。
- (7) 会員は毎年 4 月に一般財団法人光産業技術振興協会（以下、光協会）専務理事および代表幹事の連名において募集される。退会については自由であるが、徴収が終わった会費については返却されないものとする。
- (8) 学生（大学等）の場合、特別聴講費として 1 名当たり 1 回の参加費 1,500 円（消費税含む）を支払うことにより、定例研究会への参加権利が生ずる。ただし担当幹事が定める上限人数までは無料で定例研究会に参加することができる。公開講演会に関しては適用外とする。

#### 4.2 特別会員

- (1) 幹事会の推薦により、特別会員をおくことができる。
- (2) 特別会員は会員同等の権利を有するが、研究会の行う各種行事の場において指導的立場で討論に参加し、会員に対し有益な情報提供を行うものとする。
- (3) 特別会員の会費は免除する。
- (4) 特別会員の代理人出席は認めない。

#### 4.3 幹事会

- (1) 研究会の運営に係わる意思決定を行うために幹事会を設置する。幹事会は幹事（代表幹事を含む）及び事務局により構成される。
- (2) 代表幹事は光協会理事長が委嘱する。その他幹事は代表幹事が選任する。
- (3) 幹事から会計担当を1名選任する。
- (4) 幹事会は下記の業務を行う。
  - a. 研究会活動の基本方針の決定
  - b. 研究会行事の企画
  - c. 研究会行事の準備（講師・演題の設定・折衝、会場の手配）
  - d. 研究会行事当日の運営
- (5) 幹事は年会費を支払う事無く会員と同等の権利を有する。
- (6) 上記業務達成のため、研究会行事当日及びその他随時幹事会会議を開催する。
- (7) 幹事会会議の召集は、代表幹事の指示により事務局が行う。

#### 4.4 事務局

- (1) 光協会の選任した研究会担当者は事務局業務を行う。
- (2) 事務局は下記の業務を行う。
  - a. 研究会活動に係わる諸連絡
  - b. 研究会行事の会場設定・備品設営
  - c. 研究会資料の作成・配布
  - d. 研究会行事に係わる費用の出納
  - e. その他研究会の運営に必要な事項（会員の要望・意見等）は随時事務局がこれを受け、幹事会に伝達する。

### 5. 謝礼金等

#### 5.1 講演料

- (1) 講師に対する講演謝礼金は、原則1講演当たり20,000円（税込み）とする。
- (2) 幹事の講演に対する謝礼金も前項の規定に従う。

#### 5.2 行事運営担当謝礼

- (1) 担当幹事（7.2項に規定）に対し行事運営担当謝礼（企画料）として、1回当たり5,000円（税込み）を支払う。

#### 5.3 交通費

- (1) 非営利団体及び国公立機関に所属する講師には交通費実費を支払う。旅費の支払は光協会旅費規定を準用する。
- (2) 企業所属の講師には、交通費及び旅費は支払わない。

(3) 非営利団体及び国公立機関に所属する 5.2(1) 項を適用される担当幹事には、交通費実費を支払う。

(注意事項)

- ・ 前泊が必要と認められて、前泊を希望される方には宿泊費を支払う。
- ・ 宿泊料は 11,000 円 (光協会から 100km 以上の方)。100km 以内 (例外) で宿泊された方については別途検討する。
- ・ 旅費として、基本的には新幹線の料金を支払う (パック料金使用に対しても)。ただし、飛行機を利用される方には実費を支払う (領収書が必要)。

## 6. 活動の概要

### 6.1 定例研究会の開催

- (1) 原則として会員を対象として、年間 5、6 回の研究会を開催し、各種情報の交換と会員相互の交流を図る。
- (2) 各研究会のプログラムは原則として、外部招聘講師による講演 3 件をもって構成する。

### 6.2 公開講演会の開催

- (1) 原則として、年間 1 回、公開講演会を企画し、会員外からも広く参加を募る。会員及び特別会員は定例研究会と同様の参加資格を持つ。

### 6.3 対象テーマ

上記、定例研究会、公開講演会では主として下記のテーマを対象とする。

- ・ 各種フォトニックデバイスの設計、製作、評価などの技術動向
- ・ 各種フォトニックデバイスの実装技術の動向
- ・ 各種フォトニックデバイスを用いたその応用技術の動向
- ・ 上記技術の応用分野、応用システムの動向
- ・ 新技術・新商品紹介：発表希望者からの申し出により、新技術・新商品の概要説明、最近の成果報告、会員に対する情報提供などを行う。

## 7. 細 則

- 7.1 研究会行事の企画は原則として開催期日の 2 ヶ月前までに概要を決定し事務局に連絡、約 1 ヶ月前に会員に公示する。
- 7.2 研究会行事の企画は幹事会の合意に依って決定するが、詳細企画の立案、当日の進行・運営は責任者 (=担当幹事) を指名して実施する。
- 7.3 研究会行事の企画は、極力直前の行事開催日にその内容を次回予告として会員に発表できるよう運用する。
- 7.4 講演に係わる資料として講師に講演資料の作成を依頼する。講演資料は原則的に下記の構成とする。
  - (1) 講演要旨 : A4 サイズ縦置き横書き / 1 頁
  - (2) 講演用資料 : 講演で使用するスライド資料で配布可能なもの / 任意頁
  - (3) 略歴 : 任意頁
- 7.5 講演要旨、講演用資料、略歴は当日出席した会員及び特別聴講者に配布する。尚、会員は研究会ホームページよりダウンロードする事で講演用資料を入手できる事とする。但し、講師より研究会ホームページ掲載の許可が得られ

なかった場合は当該講師の講演用資料を会員に送付する（希望する会員にのみ）。

7.6 1年間の講演用資料をCD等にまとめて会員に送付する（希望する会員にのみ）。

以上

平成17年4月1日	制定		
平成19年4月1日	改定	1. 項	略称追加
		4.1(5) 項	割引年会費規定追記
		4.1(6) 項	会員外参加の例外規定追記
平成20年4月1日	改定	3. 項	期間を3年から1年へ変更
		4.1(4) 項	会員名簿の配布規定を削除
		4.1(4) 項	年会費変更（30,000円→36,000円）
		4.1(5) 項	特別聴講費変更（5,000円→6,000円）
平成21年4月1日	改定	5.1(1) 項	講演者礼金の基準変更（1時間あたり30,000円→1講演あたり（質疑時間含み約1時間）30,000円）
平成21年12月4日	改定	4.1(8) 項	学生（大学等）の特別聴講費規定を追加
平成22年4月1日	改定	5.1(1) 項	講師謝金の変更（30,000円→20,000円）
		5.2(1) 項	担当幹事への行事運営担当謝礼金の変更（10,000円→5,000円）
		7.5 項	講演要旨、補足資料は研究会出席会員へのみ配布する。会員は研究会ホームページからのダウンロードにて資料を入手できる事とした。
		7.6 項	年度末に1年間の講演要旨、補足資料をCD等にまとめて会員に送付する事とした（希望する会員にのみ）。[新規]
		4.1(5) 項	特別聴講費変更（6,000円→8,000円）
平成23年4月1日	改定	4.3(2) 項	（光協会会長→光協会理事長）
平成24年4月1日	改定	4.1(5) 項	「また会員と同じ所属団体でなくとも、初回に限り参加費として一人当たり1回の参加費12,000円（消費税含む）を支払うことにより、定例研究会への参加権利が生ずる。この場合、その後、同一年度内であれば会費の差額分を支払うことにより会員資格が発生する。」を追記。
平成25年4月1日	改定	4.1(8) 項	「ただし担当幹事が定める上限人数までは無料で定例研究会に参加することができる。」を追記。
平成26年4月1日	改定	4.3(2) 項	「代表幹事は光協会理事長の承認を得る」を「代表幹事は光協会理事長が委嘱する」へ変更。また「幹事の中から代表幹事1名を選任する」を「その他幹事は代表幹事が選任する」に変更。「及び幹事」を削除。
		5.2(1) 項	「(企画料)」を追加
平成26年10月8日	改定	5.1(1) 項	「講師に対する講演謝礼金は、1講演当たり（質疑時間を含み約1時間）20,000円（税込み）とし、これ以外の場合は時間による比例計算を基準とする。」を「講師に対する講演謝礼金は、原則1講演当たり20,000円（税込み）とする。」へ変更。
平成27年3月5日	改訂	5.3 項	注意事項（下記）を追加。「前泊が必要と認められて、前泊を希望される方に

は宿泊費を支払う。宿泊料は11,000円（光協会から100km以上の方）。100km以内（例外）で宿泊された方については別途検討する。旅費として、基本的には新幹線の料金を支払う（パック料金使用に対しても）。ただし、飛行機を利用される方には実費を支払う（領収書が必要）。」

- |            |    |          |   |
|------------|----|----------|---|
| 平成27年5月28日 | 改訂 | 7.6 項    | 「年度末に」を削除。  |
| 平成27年11月9日 | 改訂 | 7.4 項    | 「講演要旨資料」を「講演資料」に変更。   |
|            |    | 7.4(2) 項 | 「補足資料」を「講演用資料」に変更。内容も「A4 サイズ縦置き横書き 任意頁」を「講演で使用するスライド資料で配布可能なもの／任意頁」に変更。   |
|            |    | 7.4(3) 項 | 「略歴：任意頁」を追加。  |
|            |    | 7.5 項    | 「講演要旨、補足資料は・・・」を「講演要旨、講演用資料、略歴は・・・」に、「・・・講演要旨、補足資料を入手できる事とする。」を「・・・講演用資料を入手できる事とする。」に、「・・・講演要旨、補足資料を欠席会員に送付する。」を「・・・講演用資料を会員に送付する（希望する会員にのみ）。」に、それぞれ変更。 |
| 平成30年3月5日  | 改訂 | 3 項      | 「2017年4月1日～2018年3月31日」を「2018年4月1日～2019年3月31日」に変更。   |
|            |    | 4.1(5) 項 | 「初回に限り参加費として1名当たり1回の参加費12,000円（消費税含む）を支払うことにより、」を「参加費として1名当たり1回の参加費18,000円（消費税含む）を支払うことにより、」に変更。  |